

志木市立志木第二小学校 いじめ防止基本方針

平成26年9月 2日 策定
令和 2年12月18日 改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務を定めること。

（平成25年度 文部科学省「いじめ防止対策推進法」総則より抜粋）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの児童にも起こり得る」という基本認識にたち、全校の児童（生徒）が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童が主体となって、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (3) いじめの早期発見のために、さまざまな措置を迅速に講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、児童への適切な指導と保護者への支援・助言を組織的に対応する。
- (5) 学校、教育委員会、保護者及び関係機関が連携して対応する。

2 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、国、県及び市の基本方針を参照し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。（法第13条）。
- (2) 学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な取組みの内容等について定める。
- (3) 学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

3 いじめ根絶に向けた年間行事計画の策定（別紙）

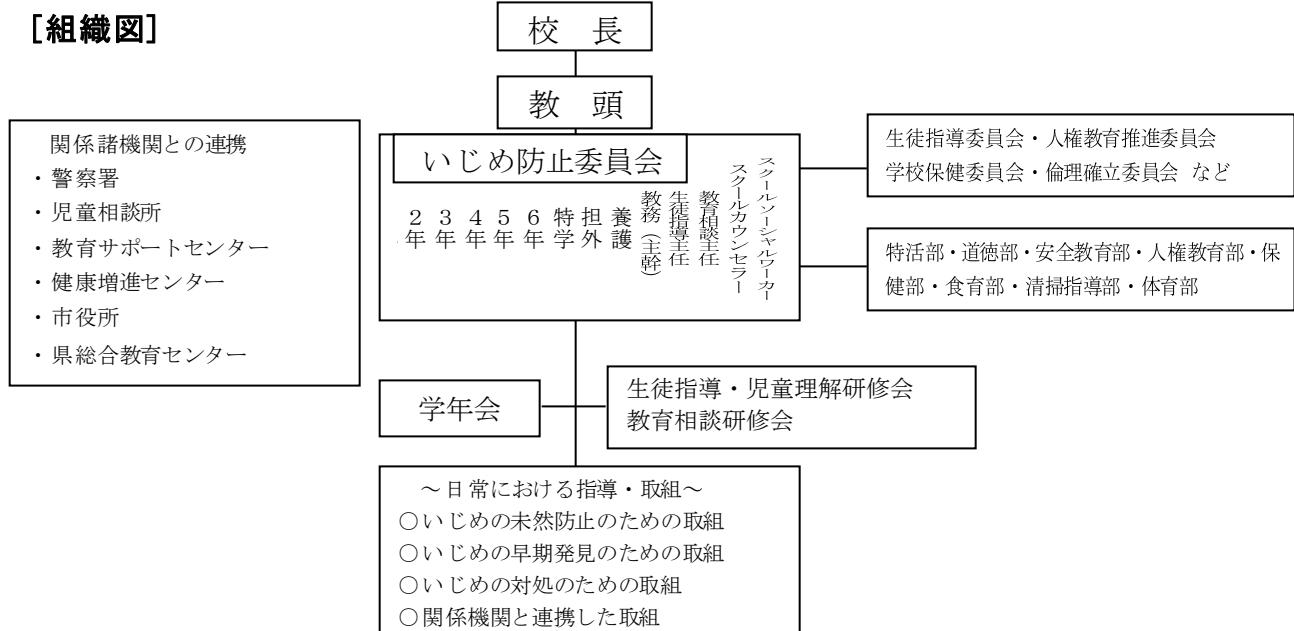
学校基本方針に基づく、実効的で検証可能な年間計画を作成する。

4 いじめ防止等に取り組む校内組織の設置

- (1) 学校は、いじめ防止等に実効的に取組むため、管理職、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導部員、養護教諭や必要に応じて該当する学級担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、等により構成される校内組織（「いじめ防止委員会」）を設置する。（法第22条）。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

[組織図]



- (2) いじめ防止委員会は、管理職以下、全教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携し、いじめを根絶させる中核となる役割を担う。
- (3) いじめ防止委員会の具体的な取組みは、次のとおりである。
- ① 学校基本方針に基づく取組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正。
 - ② いじめの相談・通報の窓口の設置。
 - ③ いじめの疑いに関する情報の共有や児童の問題行動などに係る情報の収集といじめの未然防止。
 - ④ いじめ事象に関する児童への事実関係の聴取、共通理解に基づく指導や支援の体制・対応方針の確立、保護者・関係機関との連携、事後の見届け。

5 いじめの未然防止のための取組

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① いじめを許さない学級をつくる。

児童一人ひとりを大切にした指導を展開し、児童たちが主体的にいじめの未然防止に取り組む学級を経営するために、次のことを実践する。

- ア 話し合いなどを通して、児童がいじめについて考えること。
- ・学級活動の充実によって、よりよい人間関係の構築をさせる。
 - ・生活目標の具体的な行動目標を設定し、いじめがない規律ある態度を養う。
- イ 見て見ぬふりをしないよう指導すること。
- ウ 自らの意志によって、行動がとれるように指導すること。
- エ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示すこと。
- ・普段の授業、休み時間、給食・清掃中に児童達の実態を把握し、課題がある場合は、毅然とした指導を行う。
 - オ 道徳教育を充実させる。
 - カ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築くこと。
 - キ 学校・学年行事等を通して、学級の連帯感を育てること。
 - ・学校教育全体を通じて、児童達の人間関係を把握し、指導に豊かな人間性を高められるよう指導にあたる。
 - ・各学校行事、学年行事を通して、同学年内や異学年間で、よりよい人間関係を作り、いじ

めの未然防止につなげる。

- ク 発達障害を含む、障害のある児童について、その特性を理解深めるとともに適切な指導、支援を行う。
- ケ 海外から帰国した児童、外国人の児童など外国との自国の文化の差から、児童が困難さを抱えることのないように国際理解教育の推進や支援を行う。
- コ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するために、教職員が正しい理解のもと、必要に応じて当該児童を支援していく。
- サ 東日本大震災により被災した児童、また、原子力発電所事故により避難している児童について、被災者の不安な気持ちに寄り添い、心のケアを行うなど、細心の注意を払う。

② 家庭との連携を図る道徳教育

- ・彩の国の教育週間に、全学級で道徳の授業公開を行い、心と心の連携を図るなど道徳教育を充実させる。

(2) 児童（生徒）が主体となって、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

① 挨拶運動の推進

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるために、児童会で話し合い、校内での挨拶運動を行う。また、学級ごとに中学生や地域の方に向けての挨拶運動も行う。

② 豊かな心をはぐくむ道徳教育の充実

あらゆる教育活動を通じて、児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教職員の共通理解のもと道徳教育及び体験活動を充実させる。

③ 互いに尊重し合う意識を高める人権教育の推進

自分や他の人の個性や生命を大切にする気持ちを養い、人権を尊重する教育を推進する。

④ 学ぶ喜びを味わえる学習指導の実践

児童が主体的に考え、判断し、表現する学習を通して、児童が学ぶ喜びを味合うことのできる授業を開く。

⑤ 児童の主体的な活動に基づく児童会活動などの特別活動を推進

なかよしタイム、委員会活動、クラブ活動などの異学年交流や児童達の自主的な活動を通して、よりよい人間関係を構築させるため、特別活動を充実させる。

⑥ 家庭、地域との連携強化

学校応援団、PTA、地域や関係団体との連携をさらに推進する。

6 いじめの早期発見のための取組

(1) 日常的に児童の様子や行動を観察し、また、教育相談を行い、保護者と連携を図りながら、変化の把握に努める。

- ① 朝の健康観察、5分休み、20分休み、昼休みなどの行動観察・分析
- ② 授業中のグループ活動の人間関係の観察・分析
- ③ 連絡帳の積極的な活用、懇談会での意見交換
- ④ 学校、授業はいつでも参観ができる開かれた学校づくり

(2) いじめの実態を適切に把握するため、生活アンケートの実施、日記帳、作文による定期的な調査により早期発見に努める。

- ① 生活アンケートの実施・分析
- ② 道徳教育では、いじめを自分の問題として捉え、考え、議論することにより未然防止につなげていく。
- ③ 小さな情報でも共有を行い、一人ひとりの児童を教職員全体で指導する。

(3) 児童及び保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整

備する。

- ① 連絡帳の積極的な活用、懇談会などの意見交換
- ② 学校公開・・毎日、授業はいつでも参観ができる開かれた学校づくり

7 いじめの対処のための取組

- (1) いじめを受けた児童に対する支援、並びにその保護者に対する情報提供と支援を行う。
- (2) いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を行う。
- (3) 周りではやし立てる児童、見て見ぬふりをする児童等、傍観者はいじめ行為への加担と同じであることに気付かせる指導を行う。
- (4) 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ対策組織に対して当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。いじめに係る情報を担当者だけで抱え込まないように、どんな些細な情報でも共有を進める。
- (5) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、及び養護教諭と連携を取りながら支援する。
- (6) インターネット（携帯やパソコン等）を通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、学校全体での指導と直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて、教育委員会その他の関係機関等の協力や援助を求める。
- (7) いじめに係る行為がやんだ後でも、安易に解消と考えない。再び、被害者にとって、心理的または物理的な影響を与える行為が少なくとも3ヶ月は行っていないことを見守ることが必要である。また、面談等を行い、いじめが止んでいる状態になっていることを確認する。

8 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

自校のいじめの実態や対応方針等について、懇談会、学校だよりおよびホームページ等を通じて積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となつたいじめ対応の体制を構築する。

9 校種間および関係機関との一層の連携

- (1) 小学校・中学校間における的確な情報伝達

小中連携の視点も踏まえ、定期的に異校種間でいじめ等にかかる情報連携を行う。
また、生徒指導上の課題を小中学校間で、共有しながら日々の指導を行う。

- (2) 小学校・幼稚園・保育園等における的確な情報伝達

入学前の児童達について、情報連携を行い、情報などをもとにして、児童達の実態に応じた組織運営を行えるようにしていく。

- (3) 関係機関との情報共有及び行動連携

いじめの要因は様々であることから、志木市立教育サポートセンター、子育て支援課、福祉課、児童相談所および警察等との情報共有と行動連携を継続的に行う。

10 重大事態への対処

児童や保護者が、いじめにより生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

1.1 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せざるいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

1.2 いじめアンケートにおける留意事項

いじめのアンケートを学期毎に1度行い、いじめの早期発見、早期解決につなげる。

①アンケートに書かれた内容については、すぐに調査、指導を行い、指導内容を個別の支援記録に記録すること。

②アンケートの原本は5年間保存すること。

1.3 年間活動・指導計画

月	年間活動・指導計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・登校指導を通して、あいさつや安全な登下校の仕方を指導し、児童達の様子を把握する。 ・生活目標「きまりや約束を守ろう」から、規律ある態度につなげる。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ・くつそろえカードを通して、自己のあり方を考える。 ・なかよしアンケートを実施する。 ・運動会を通して、自己有用感や児童同士が認め合う雰囲気を作る。 ・人権作文、人権メッセージ作りを通して、人権尊重の感覚を養う。 ・生活目標「きまりや約束を守ろう」から、規律ある態度につなげる。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしタイムを中心に、異学年交流を行い、豊かな人間性や人間関係を築く。 ・いじめ防止につなげる「生活アンケート」の見直しを行う。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの安全で健康的な生活の仕方を指導し、充実した生活につなげる。 ・「学校いじめ防止基本方針」1学期見直し・改善検討を行う。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修、人権教育、信頼関係に立つ教育の推進に係る研修会を実施する。 ・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会を実施する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ・くつそろえカードを通して、自己のあり方を考える。 ・登校指導を通して、あいさつや安全な登下校の仕方を指導し、児童の実態を把握する。 ・小中連携のあいさつ運動の実施（各クラス1回　3月頃まで） ・なかよしアンケートを実施する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・各学級・学年の校外学習等を通して、児童の人間関係を把握し、改善に努める。 ・生活目標「学級や学校の仕事を責任もってしよう」から、児童一人ひとりの居場所づくりや自己有用感を養う。 ・ふれあい祭りを通して、児童達の豊かな人間性や人間関係を築く。

	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止につなげる「生活アンケート」の見直しを行う。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校公開・・・保護者・地域の方へ道徳授業の公開を行う。 ・なかよしタイムを中心に、異学年交流を行い、豊かな人間性や人間関係を築く。 ・個人面談週間の実施をする。 ・いじめ強調月間と絡めて、校長講話を行う。 ・いじめ強調月間なので、道徳でもいじめ防止に関連する内容を積極的に扱う。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施・集計より課題について指導・改善を行う。 ・「気持ちのよい言葉づかいをしよう」から児童の人間関係などの実態を把握する。 ・「学校いじめ防止基本方針」2学期見直し・改善検討を行う。 ・生活目標「気持ちのよい言葉づかいをしよう」から、児童に思いやりのある言葉づかいを大切にさせ、傷つけるような言葉をなくそうとする態度を養う。 ・学校評価による、いじめについての早期発見、未然防止の取組を評価する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ・くつそろえカードを通して、自己のあり方を考える。 ・人権教育朝会で、人権に関する劇を行う。 ・各クラス2名程度、人権標語とその趣旨を放送にて発表する。 ・なかよしアンケートを実施する。 ・生活目標「友だちの良いところを見つけよう」から、友だちのよさを認め合う気持ちを育てるとともに、いじめ防止の感覚を養う。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会などの学校行事を通して、自己のあり方について振り返りをさせる。 ・学校評議員会において基本方針の協議を行う。 ・「学校いじめ防止基本方針」の評価及び公表を行う。 ・いじめ防止につなげる「生活アンケート」の見直しを行う。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・お別れ給食（なかよしタイム）を通して、6年生を中心にして異学年交流を行い、感謝の気持ちを持つことや、豊かな人間性や人間関係を築く。 ・いじめ防止委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討する。
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動（1）で、いじめ防止に関するSSTを行っていく。 ・校内研修で、いじめの未然防止、対応に係る研修を複数回、実施する。